

第9回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

平成16年7月16日(金)

佐久市研修センター 大会議室

開始時刻 午前 9時30分

終了時刻 午前10時15分

第9回 合併協議会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 協議事項 (前回協議会提案)

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

4. そ の 他

5. 閉 会

1. 開 会

これより、第9回合併協議会を開会いたします。

協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席しておりますので、会議は成立をしております。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

三浦会長

皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。

新聞報道等でご存知のとおり、望月町では、7月11日に、合併についての住民投票が実施されました。

80%を超える高い投票率の中、大勢の町民の皆さんから、「4市町村の合併により、新しいまちづくりを行う」という、将来を見据えた方針をお示しいただきました。

合併の必要性などがご理解いただけた結果であると思っておりますが、これにより、合併そのものが決まったわけではありません。

引き続き、4市町村の住民の皆さんのご意向の実現とともに、合併を「反対」されている皆さんにも、ご理解をいただくよう、4市町村がより信頼関係を深めながら、合併協議を進めてまいりたいと考えております。

さて、本日の協議会でございますが、前回ご提案いたしました事務事業のすり合わせ調整案のご協議をいただくほか、次回、協議会でご協議いただきます調整案につきまして、提案させていただきます。

合併協議もいよいよ大詰めを迎え、調整の難しい項目も提案をされることとなります。

これから訪れる厳しい時代にも対応できる新しい自治体を築いていくためにも、将来を見据えたご協議をお願いいたします。

本日は、よろしくをお願いいたします

はじめに、皆様に、ご報告を申し上げます。

本日、取材をしておりますマスコミ各社より、協議会の写真撮影について、事前に申し入れがあり、許可をしております。

これより、議事を進めて参りますが、協議に入ります前に、本日、望月町の竹花町長さんより、発言を求められております。

それでは、竹花町長さん、お願いいたします。

望月町 竹花町長

皆さんおはようございます。貴重なお時間をお借りして、ただいま協議会長の佐久市長さんからもお話しがございました住民投票の関係について、報告並びにお礼を申し上げたいと思います。住民の皆さんから、直接請求ということで、住民投票の請求が出てきたわけですが、7月11日参議院員の普通選挙にあわせて、住民投票を実施させていただいたわけですが、その結果については、既に新聞等で公表されておりますので皆様方ご承知かと思いますが、改めまして、申し上げさせていただきます。

投票率については7,000名を超すという中で83%を超す投票率であったわけですが、その結果につきましては、有効投票率の63%を超える4,404名の皆さんに、今まで進めてきたその協議、さらには今後進めていく協議について、ご支持を頂いたという結果が出たわけですが、この間、関係する皆さんに大変ご支援を頂いたり、ご指導いただいたりということで、結果は、進めるということになったわけですが、

今後、皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げて、報告とお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

三浦会長

竹花町長さん、ありがとうございました。

3. 議 題

(1) 協議事項(前回協議会提案)

協議会で協議すべき項目について

三浦会長

それでは、次第の3. 議題に入ります。

(1) 協議事項の「協議会で協議すべき項目」につきましてお諮りします。

前回、提案内容につきまして説明がありましたが、専門部会ごとにお諮りをいたします。はじめに、資料番号1-1「総務専門部会」の20項目につきましてお諮りします。何か、ご意見等ございますでしょうか。

望月町 安井議長

望月町の安井です。よろしく申し上げます。ただいま、三浦会長さん、竹花町長さんよりございましたけれども、議会の立場で、ひとこと御礼申し上げます。ことに3町村の皆様方には、いろんな意味で、今回ご協力いただきながら、このような結果になったことを、私たちも、うれしい限りでございますが、改めまして、感謝の言葉を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

協議事項の提案番号2番でございます。組織・機構の取り扱いでございますが、総合支所ということで、町村に総合支所を設けるということになっております。そんな中で、各市町村の充実を図っていくという主旨の事でありまして。

私たちが今回住民投票通じまして、住民の皆さんの切実な声をお聞きしたわけでございます。そんなわけで、ここにもありますけれども、総合支所を充実して、新しい市に向けていくということでもあります。その中で、住民の声を聞く窓口と申しますか、その辺のことが、皆さんが心配しているところではないかと思っています。本庁の中に、企画が設置されるということでありまして、各総合支所の中には、それが無いわけございまして、その声を聞く一番の、現地機関と申しますか、その辺を、各支所に機関としておいていくことはできないかということではありますが、その辺のことはどうでしょうか。

柳澤局長

組織・機構につきまして、提案させていただきました。その中で、一つとして、行政サービスを低下させないこと。各種行政課題に、引き続き適確に対応できること。簡素で効率的なこと、事務事業の効率的・安定的な執行に十分注意したものであることという5項目を調整案の詳細としてあげさせていただきました。今後さらに、実際の総合支所の運営の方法につきましては、専門部部会それから分科会におきまして、実際どのようにしていくかは、協議中でございます。その中で、今の話しもでてくると思いますので、その結果ができましたら、ご報告を致します。

安井議長

第4回でしたか、比田井委員さんのほうから、地域審議会というような話しも出ていました、会長さんのほうから、地域の支所機能を強化する中で対応していくというお話しがあったわけでございます。その支所の受け皿となるいわゆる住民と行政とのクッションと申しますか、一つの方法として、今回の中でたくさん、やはりそういった、地域審議会に値するつくりにする。又は、審議会そのものが、是非必要ではないかという意見が、大変多くあるわけでございます。それぞれの市町村の今までの伝統なり文化を、新しい市の中で融合させていく、ある程度、一定期間の組織的なものが是非必要かと考えているわけでございますが、その辺のことを検討していただく事を要望していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

柳澤局長

地域審議会につきましては、まだ、調整項目に上がっていない項目でありますけれども、地域審議会の検討は進めております。その問題点がありまして、一つとして、従来の市町村の枠組みを事実上維持することは、新たな支障になりかねないということがございまして、新市の一体化の形成が遅れてしまうのではないかと申します。地域的な主張が強くなりますと、いわゆる地域エゴにもなりまして、市の住民意識が確立できない。それから、市町村合併そのものの目的に影響するのではないかと申します。また、住民意識が合併前の地域のまま残ってしまいまして、一体的な交流が進まないのではないかと申します。

佐久市・臼田町・浅科村・望月町は地理的にも、生活圏のまとまった地域でございます。
それぞれの町村役場は、総合支所として、合併前の役場機能を残して存続を致すこととなっております。住民の意向は、現実的な組織として地区の区長会・区長会理事会等の組織によって、十分反映ができるではないかということです。それから、4市町村の合併は、人口もいわゆる10万でございます、地理的条件や、生活圏の状況からも、一つの自治体としての行政機能・住民の一体性が図られるのではないかとございまして、新市建設計画につきましては、合併後の総合計画に活かせるものでございまして、新市総合計画の整合もございまして、地域の状況や新市全体の方向を見定めまして、総合計画審議会等の当局で審議することも視野に入れ、現在検討中でございます。以上でございます。

安井議長

局長さんの説明は良くわかりました。そういった中で、地域エゴをある程度抑えるために、やはり、そういう機関も必要ではないかということで、よろしく願います。

三浦会長

他にございますか。なければ、「総務専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 2 「民生専門部会」の 1 項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

「民生専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 3 「保健福祉専門部会」の 12 項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

「保健福祉専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 4 「建設専門部会」の 20 項目につきまして、お諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

「建設専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 1 - 5 「教育専門部会」の 2 項目につきまして、お諮りします。
何か、ご意見等ございますでしょうか。

「教育専門部会」につきましては、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

< 異議なし >

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

以上で、前回提案されました「協議会で協議すべき項目」につきましては、審議が終了いたしました。

(1) 協議事項 (前回協議改定案)

協議会に報告すべき項目

三浦会長

続きまして、「協議会に報告すべき項目」でございますが、お諮りする前に、事務局より、1 点説明があります。説明をお願いします。

佐藤係長

それでは、事務局よりお願い申し上げます。資料 2 - 2 の民生専門部会でございます。

民生専門部会の協議内容一覧の変更について、1 枚ものの資料をお配りしたところでございます。現在第 8 回の合併協議会でご提案をさせていただいたものでございますけれども、この調整案につきまして、その後他の事業と整合が取れない部分があることが判明したために、再度、分科会・部会で協議を行なったものでございます。その結果、下記の現行後の調整案ということで、部会でまとめたものです。本日、生活人権相談窓口の項目につきまして、変更後の調整案で提案を申し上げ、ご協議をお願いするものでございます。その調整案でございますが、下段の変更後をご覧頂きたいと思えます。変更前は、現行どおりということでしたが、変更後につきましては、合併時、隣保館の相談事業の一つとして実施をするという調整案に変更するというものでございます。よろしく願いいたします。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありました。資料 2 - 2 の「民生専門部会」の調整案に変更がありましたので、差し替えをお願いします。

それでは、「協議会に報告すべき項目」につきましては、一括でお諮りいたします。

前回資料の 2 - 1 から 2 - 7 になりますが、何か、ご意見等ございますでしょうか。

「協議会に報告すべき項目」につきましては、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

< 異議なし >

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

三浦会長

次に、(2) 次回協議会での協議事項に入ります。

今回、事務局より提案説明があり、次回の協議会で協議・承認を行うこととなります。

それでは、「協議会で協議すべき項目」につきまして、はじめに、総務専門部会の説明をお願いします。

小林係長

それでは、私の方から、総務専門部会につきましてご説明をさせていただきます。資料1-1ご覧いただきたいと思いますが、今回ご提案します項目は、全部で7項目でございます。それでは、一覧表に基づきましてご説明をさせていただきます。

提案番号1番でございますが、「町名・字名」の取り扱いでございます。問題点と致しまして、佐久市と・臼田町で同一の字名「大字常和」でございますが、同一の字名が存在し、地番も重複しております。重複しておる地番は、約40筆になります。調整案でございますが、町・字の区域につきましては、合併時、現行どおりとする。また、名称につきましては、原則として現行の町名・字名を基本に調整するというものでございます。調整案の詳細でございますが、町名・字名につきましては、その地域の文化や歴史的背景を考慮する中で、原則と致しまして現在の名称を基本に調整するものと致しまして、変更につきましては、住民生活への影響を考慮し、必要最小限とするというものでございます。2点目でございますが、こちらは、浅科村についてでございますが、現在、八幡区長さんから、地番整理実施申請願いが提出されておきまして、議会におきまして、採択をされております。この願いがございますけれども、大字八幡・蓬田・桑山の地番が、現在入り組んでいる状態にございまして、そちらの地番の整理をというものでございます。こちらにつきましては、合併後、新市におきまして、実施に向けて検討していくという調整案の詳細でございます。

提案番号2番でございますが、「市町村章」でございます。調整案でございますが、引き続き検討を行い、新市において制定をする。調整案の詳細でございますが、新市章の制作にかかる経費、時間等考慮しながら検討し、制定をするというものでございます。

続きまして、3番目でございますが、「市町村のシンボル・花・木・魚」でございます。調整案でございますが、引き続き、検討を行い、新市において制定をするというものでございます。調整案の詳細でございますが、公募また、制定委員会等により、検討し制定するというものでございます。

4番目でございますが、「市町村歌」でございます。こちらにつきましては、現在、佐久市のみが制定をしております。調整案でございますが、引き続き検討を行い、新市において制定をするというものでございます。調整案の詳細でございますが、新市歌の制作にかかる経費、時間等考慮しながら現在の市歌も含め検討し、制定をするというものでござい

ます。佐久市歌の歌詞は、新市として内容に問題がないとされております。また、臼田町・浅科村・望月町の愛唱歌は、地域の歌として、存続するとしております。資料の 5 ページをご覧ください。こちらにつきましては、市歌、愛唱歌がそれぞれ載っておるわけですが、佐久市の欄をご覧頂きたいと思いますが、佐久・わが市（まち）でございますが、山川啓介さん作詞、神津善行さん作曲で、昭和 56 年に制定をされております。現在、行事ですとか、式典等により参加者の皆さんに歌われているほか、小学校の合唱会など、様々なイベントでも歌われております。歌詞をご覧いただきたいと思いますが、1 番でございますが、八ヶ岳・浅間・荒船・蓼科と始まりまして、この地域の美しい自然、また 2 番では、この地域の人々の温もり、また 3 番では、この地域の発展を歌ったものでございまして、新市と照らし合わせても、合致する内容となっております。

それでは、一覧表にお戻りいただきたいと思っております。

続きまして、5 番目でございますが「非常勤特別職の報酬」の関係でございます。こちらにつきましては、選挙事務の関係でございまして、調整案でございますが、合併時、新市において報酬額を統一するというものでございます。この報酬額につきましては、調整案の詳細にございますが、国の執行経費に準ずるというものでございます。

6 項目目こちら「非常勤特別職の報酬」ですが、こちらにつきましては、各種審議会委員等の報酬でございまして、総務専門部会の方でご提案しておりますが、他の専門部会の審議会の委員さんも該当してまいります。調整案でございますが、合併時、日額 6,500 円、半日の場合は、3,250 円を基本といたします。なお、合併後、特別職報酬等審議会の協議に準じ見直しを行なうというものでございます。

7 項目目「消防団員」の報酬でございます。こちらにつきましては、調整案でございますが、合併時、職名及び報酬額を統一して実施をする。なお、合併後、特別職報酬等審議会の協議に準じ見直しを行なうというものでございます。調整案の詳細に、団長から団員までの年額の報酬額を記載してございます。以上が総務専門部会の関係でございます。

三浦会長

ただいま事務局から説明がございました。ご検討いただくわけでございますが、何かございでしょうか。

望月町 吉田委員

望月町の吉田です。提案番号 2 番の「市町村章」でございますが、調整案の詳細の中に経費・時間等考慮しながら検討し制定するとありますが、新市の象徴となる市章は、記念式典をはじめ、これから、いろいろな面での活用が考えられますので、早めに、広く公募などをして、制定の準備を進めていただきますよう要望したいと思います。よろしく願いします。

三浦会長

要望ということでよろしゅうございますね。

他にございましょうか。

< な し >

なければ、次回協議をお願いします。

次に、民生専門部会について説明をお願いします。

佐藤係長

資料1-2をお願いいたします。民生専門部会につきましては、1ページにございます 2
項目についてご提案申し上げます。

提案番号の1番「福祉医療費給付金」の扱いでございます。問題点でございますが、4市
町村とも実施しておりますが、対象者に差異があるというものでございます。調整案で
ございますが、合併時、県補助要綱に基づく対象者と、新市の単独事業として精神保健福祉
手帳1級・2級所持者の入院についても対象者として実施するというものでございます。

2ページをお願いします。この調整案で対象者になる方の該当を一覧としてございます。
網掛けのない部分が県の補助対象となっている方でございます。網掛けになっている、障
害者の方の精神保健福祉手帳の1級2級の入院の方につきまして、新市が単独事業と致し
まして、こちらの給付を行っていくという内容でございます。新市の単独分でございます
が、所得制限、一部負担等につきましては、他の県の補助要綱に載っている方と同じ内容
になっております。

提案番号2番「福祉医療費給付金資金貸付事業」でございます。問題点でございますが、
佐久市・浅科村・望月町で実施している。調整案でございますが、合併時、福祉医療費給
付金貸付事業を新市において実施する。ということでございます。調整案の詳細でござい
ますが、貸し付け対象者につきましては、新市が実施をします、福祉医療費の支給対象者
の方で、世帯及び生計を一にする者のいずれにも当該年度分の市町村民税が課せられてい
ない者を対象とするものでございます。その対象医療費につきましては、福祉医療費給付
額、貸与利子につきましては無利子ということでございます。民生専門部会につきましては
は以上でございます。

三浦会長

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かございますか。

< な し >

なければ、次回ご協議をお願いします。

次に、保健福祉専門部会につきまして説明いたします。

佐藤係長

保健福祉専門部会につきましては、資料1-3をお願いします。

1 ページでございますが、保健福祉専門部会からは、7 項目についてお願い致します。

提案番号 1 番「重度心身障害者家庭介護者慰労金支給事業」提案番号 2 番「歳末見舞金支給事業」でございますが、まず、1 番目につきましては、浅科村と望月町が実施している。提案番号 2 番につきましては、臼田町が実施している事業でございます。調整案の詳細につきましては、同じ内容ですので一括して説明を申し上げます。調整案でございますが、新市において、障害のある方が、いきいきと生活できる社会の構築によりまして、自立と、社会参加を促進し、在宅障害者の生活を地域で支えることによりまして、介護者の介護の軽減を図るための施策を新たな視点から実施するとしております。このために、合併時、若しくは、新市におきまして、調整案の詳細に記載をしてあります事業等を主なものと致しまして、支援制度の充実とあわせ、各種事業を実施するとしてございます。これによりまして、合併時、両事業につきましては、廃止をするというものでございます。調整案の詳細でございますが、新市におきまして実施する事業を載せてございます。1 としまして、社会適応訓練や創作的活動・文化的活動等サービスと給食サービスを一体として提供し、自立や生きがいを高めるための障害者固有のサービスとしての障害者用デイサービスについて事業を推進する。2 としまして、施設入所に頼らず、自立した生活を地域で支えるために、合併時、若しくは合併後早急に、心身障害者生活寮等を最低限 1 ヶ所整備し、その後必要に応じて新市において順次整備を行なう。3 としまして、障害者の社会参加や生きがいづくりのため、合併後、重度障害者の利用が可能な共同作業センターについて整備を進める。4 としまして、合併後に、在宅障害者の家庭介護者ふれあいの相談事業を実施し、介護者のリフレッシュと孤独感の解消等により在宅介護を支援する。5 点目ですが、社会参加をするため、また居宅外でのサービス利用を促進するための手段として合併時に障害者移送サービスを実施する。6 としまして、医療的原因による通所が困難な者については共同作業所等通所施設への通所を可能とし社会参加を促すと共に、付き添い介護や家庭介護の負担軽減が必要になる。そのため訪問看護ステーションから医療的ケアを必要とする障害者（児）のいる通所施設へ看護師を派遣し、その施設において訪問看護サービスを提供する障害者（児）施設訪問看護サービスを合併時実施する。というものでございます。

この 1~3 の事業につきましては、ハードの事業でございまして、新市計画の中におきましても、こちらの取り込みがなされているところでございます。4、5、6 につきましては、ソフト事業でございますが、既に今までの調整案の中で、こちらの実施が謳われております。

2 ページをお願いします。提案番号 3 番「敬老給付金」でございます。問題点ですが、4 市町村が実施しているが、給付対象者・給付金額に差異がある。調整案でございますが、合併時、新市において基準を設け実施するというものです。その対象者について、詳細をご覧頂きたいと思っております。対象者でございますが、毎年、敬老の日現在で、市内に 6 ヶ月以上居住し、該当年度の 3 月 31 日において、88 歳の者と 100 歳以上の者としております。支給金額につきましては、88 歳の方については、10,000 円。100 歳以上の方については、50,000 円という金額でございます。

提案番号 4 番「敬老訪問・敬老祝品」でございます。問題点ですが、4 市町村で実施し

ているが、給付対象者・給付品に差異がある。調整案でございますが、合併時、新市において基準を設け実施する。というものです。調整案の詳細ですが、対象者としまして、市内に住所を有する88歳と100歳以上の高齢者の方を対象として祝品を配布するというものでございます。

提案番号5番「寝たきり高齢者等家庭介護者慰労金給付事業」でございます。問題点でございますが、4市町村で実施しているが、支給金額に差異がある。調整案でございますが、合併後2年の間に段階的に廃止する。その間に、施設整備や施策の充実を図るというものでございます。こちらの調整案の考えかたが、詳細で述べてございます。まず、1としまして、介護慰労金のケースでございますが、施設入所を希望しながらも在宅介護を余儀なくされているケースや、地域の在宅サービスの種類や量が足りないため、介護が大きな負担になっているケース。それに、低所得のためサービスを利用できないケースなど、各種事情を抱えた介護者に対しその労苦をねぎらい、精神的・身体的苦痛を慰労するため支給されており、介護の負担軽減がこの慰労金の支給目的となっている。これらを解消するために、新市において、施設の設置や誘致による待機者の解消や在宅介護者を支援するための施策の充実、さらに新しい介護サービスの実施が必要になる。しかしながら、これらのことを合併時までには全てを行なうことは困難ということ、新市においても、経年的に施策を充実させていかなければならないということです。一方では、介護保険制度施行後に、低所得者を除きまして、介護者については介護保険による老人保健施設や療養型病床群の各施設の準備がなされてきておりまして、在宅サービスについても、サービス量については、現在足りている状況にある。以上のことから、合併後2年間で施設整備や、各種サービスの充実、新サービスの実施を行い、その間に介護慰労金を段階的に減額をして廃止をするというものでございます。あわせて、支給対象者の要件に市町村民税非課税世帯に属する者に加え、廃止をしていくというものでございます。支給対象者につきましては、現在4市町村とも同じ内容になっておりますので、そこに、市町村民税非課税世帯に属する者を加えて、経過措置につきましては、平成17年度30,000円、平成18年度15,000円の支給金額とし、その後廃止をしていくという内容でございます。

提案番号6番「保養センターの利用券」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、介護予防ふれあいサロン事業など地域事業の実施や、在宅高齢者福祉事業の実施地域の拡大また、介護保険制度での、新市単独での低所得者対策を図るなどの、各種現物の給付による事業を行なうことになっておりまして、保養センターの利用券での給付は、合併時廃止するというものでございます。

3ページをお願いします。提案番号7番「配食サービス事業」でございます。問題点ですが、臼田町・浅科村・望月町で実施しているが、実施内容に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、在宅介護支援センターによる相談支援やコーディネートを行なうというものでございます。詳細でございますが、在宅介護支援センターによる相談支援やコーディネートによりNPOを含む民間事業者等により、サービス提供者となって、実施をします配食サービスを活用していく。このサービス提供者につきまして

は、利用者が、自ら自由に選択し契約によってサービスが利用できるよう、相談支援やコーディネートを行なうというものでございます。保健福祉専門部会からは以上でございます。

三浦会長

ただいま、保健福祉専門部会からご説明を申し上げましたが、ご質問ございましょうか。
なければ、次回の協議をお願いいたします。
次に、経済専門部会につきまして説明をお願いします。

荻原係長

それでは、資料 1 - 4 をお願いします。経済専門部会につきましては、4 項目ご提案いたします。

提案番号 1 番でございますが、「土地改良事業補助金」でございます。問題点といたしまして、4 市町村が同様に実施しているが、差異があるというものでございます。調整案につきましては、3 ページ、4 ページに調整案がございます。合併時につきましては、事業の種類ごとに、新市において対象経費・採択基準・補助率を定めて補助をするというものでございます。

続きまして、提案番号 2 番でございます「土地改良事業分担金」でございます。問題点と致しまして、佐久市・浅科村・望月町が実施しているが差異があるというものでございます。この調整案につきましては、6 ページをご覧頂きたいと思えます。新市において、事業の種類・負担率の基準を定めて徴収をするという内容のものでございます。

提案番号 3 番「森林組合」でございます。問題点と致しまして、佐久市・浅科村・望月町が佐久森林組合の組合員であり、臼田町のみが南佐久北部森林組合の組合員である。調整案でございますが、合併時現行どおりとするというものでございます。調整案の詳細でございますが、南佐久北部森林組合が定款を変更し、新市の旧臼田町区域を組合の範囲にする事により、現臼田町組合員の権利は存続される。というものでございます。両組合の指導、施業等の範囲は、現行の地域を尊重するが、新市の区域が一体となるよう検討していくというものでございます。

続きまして、提案番号 4 番でございますが、「農地法申請受付処理」でございます。問題点でございますが、4 市町村で実施しているが、審議の方法に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、審議の方法は佐久市の例により実施する。権限委譲を受ける時期については、新市発足時とする。というもので、農地転用許可事務の 4 条 5 条関係の事務でございます。以上でございます。

三浦会長

ただいま、経済専門部会の説明がございましたが、何かございますでしょうか。

< な し >

なければ、の「協議会で協議すべき項目」につきましては、説明が終了いたしました。次回の協議会で御協議をお願いいたします。

(2) 次回協議会協議事項

協議会に報告すべき項目について

の「協議会に報告すべき項目につきましては、次回までに資料をご覧頂きたいと思えます。

4. その他

次に次第の4 その他でございますが、事務局から何かございますか。

小林係長

事務局から一点お願いします。次回の第10回協議会でございますけれども、既にご案内文は郵送してございますが、8月2日月曜日午後2時より佐久市役所8階大会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

三浦会長

8月2日お願いいたします。委員の皆様から、何かご質問ございますか。どうぞ

佐久市 岩崎委員

岩村田の岩崎でございます。最近、合併についての様々なチラシ等が飛び交っております。だいぶ事実が歪曲されていたり、合併の不安をあおる内容がたくさん見受けられます。

それはそれと致しまして、「我がまちのサービスは？」とか、「我がまちでの要望事業はどうなるのか？」というような論議が、必要以上にそれぞれのところで論議されています。

こだわり過ぎているような気がいたします。先般、新市建設計画も原案が作成され、これから、新しいまちづくりがされていく中で、どのようになるかということ、心配をしております。そのようなことにつきまして、どのように、お考えでしょうか。お聞かせください。

三浦会長

私からお答えしますが、合併の論議の中で、旧市町村という地域にこだわってしまうという、お気持ちは、私も理解できない訳ではありません。しかし、合併の背景をもう一度考えただいて、全体的なまちづくりをどうするのかということが、大切なのではないかと私は思っております。

もし、合併しなかったらどうなるのか。一般論として、小さな市町村ほど、税金で人件費も、賄うことができないところが多くなって参ります。

例えば、この4市町村の平成15年度の決算見込みの状況を見ましても、佐久市以外は同様の状況が見られます。こうした状況の中で、これから、住民要望に対する様々な事業を展開していくことの困難さも確実に予想できるわけでございます。

前回の協議会におきましても、「各市町村で住民の皆さんに説明してきた主要事業について、建設計画の中で実現の可能性があるのか」というご質問もあったわけですが、当然、各市町村の主要事業については、優先的に実施していかなければならないと考えております。

しかし、合併論議になりますと、我がまちで、「あれも、これも」という話がいろいろな所から聞こえてくるわけでございます。

合併をしたからといって、財源が湯水のように湧いて来るわけではありません。

合併という手段により行財政運営の効率化を図りながら、国や県の優遇措置、例えば、合併特例債などを活用することによって、実施困難が予想されていた様々な事業を行なうことも出来るようになる訳であります。

これも合併のメリットであり、まちづくりのチャンスとして捉えるべきだと思います。

せっかく特色のある4市町村が、力を合わせて、新しい市の誕生に向けて協議を行っている訳でございますが、必要以上に旧市町村ということに、こだわり過ぎてしまうと、“新しいまちづくり”にとって、どうなのかということを私も同じように心配しております。

4市町村が今まで以上に信頼関係を深め、全体のまちづくりをどういう視点にたってやったらいいかということで、合併協議を進めていきたいと思っておりますので、ご協議のほどよろしく申し上げます。

他に何かご質問ございますでしょうか。

なければ、本日の協議事項は終了いたしました。

5. 閉 会

三浦会長

それでは、以上をもちまして、第9回合併協議会を終了いたします。

ありがとうございました。